

事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）

種類	受入条件
紙くず	<p>① 業種により産業廃棄物に分類される紙くずは清掃センターでは受け入れできません。</p> <p>② リサイクル可能な紙類（シュレッダーされた紙、機密書類等も含む）については、概ね10kgまで清掃センターで受け入れを行います。10kgを超える場合は、古紙業者等へ処理を委託してください。</p> <p>③ 一般廃棄物（可燃ごみ）の中に、シュレッダーされた紙や、リサイクル可能な紙類が多量（概ね10kg超）に含まれている場合は、すべて持ち帰っていただきます。</p>
木くず・草	<p>① 三島市清掃センターでは、造園業者又は事業者自ら伐採した木や剪定枝等は、焼却炉の処理能力上、受け入れができませんので、株式会社三島チップ（リサイクル）や株式会社東部処理（焼却）等の一般廃棄物処分業者へ処理を委託してください。</p> <p>② 木製の家具類については、金属やガラス、ウレタンなどの産業廃棄物に分類されるものを分離したものは、清掃センターで受け入れを行います。</p> <p>③ 事業活動に伴い発生した刈草については、焼却施設の処理能力上、1事業者1日あたり概ね4トンまで清掃センターで受け入れを行います。</p>
繊維くず	<p>① 天然繊維（木綿、絹、麻、羊毛など）のできた毛布、じゅうたん、衣類等に限り清掃センターで受け入れを行います。</p> <p>② 本量は受け入れ可能ですが、焼却炉の性能上、30cm四方程度に細かく破碎されていない畳については、受け入れできません。また、建物の解体に伴って生じた畳は、産業廃棄物に該当するため受け入れできません。</p>
動植物性残渣	<p>① 飲食店等から排出される動植物性残渣又は厨芥類は、清掃センターで受け入れを行います。ただし、ごみとして排出する前に<u>水切りを徹底</u>してください。</p> <p>② 廃食用油は産業廃棄物になりますので受け入れできません。</p>